

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(I 章の概要)

項目	障害者自立支援法	骨格提言(I 章)
障害者	三障害統一	手帳所持者のみならず心身に機能障害がある人
支給決定	障害程度区分に基づく決定	生活実態に即したガイドラインによるアセスメント
支援体系	介護給付・訓練等給付 地域生活支援事業	基本は、全国共通の仕組みで提供される支援へ 地域の実情に応じて提供される支援の枠組は残す
地域移行	日中活動と住まいの場の分離(昼夜分離)等	地域移行の促進を法定化 地域移行プログラムと地域定着支援
地域生活の基盤整備	障害福祉計画で規定	地域基盤整備10カ年戦略策定の法定化 障害福祉計画との連動
利用者負担	定率負担の下で減免措置	障害に伴う必要な支援は原則無償 高額な収入のある者は応能負担
相談支援	身近な相談支援体制整備 基幹相談支援センターの市町村設置 地域移行・定着に向けた相談支援の個別給付化	包括的支援と継続的なコーディネート 複合的な相談支援体制の整備
権利擁護	成年後見人制度 日常生活自立支援事業	申請から相談、利用、不服申立のすべてに対応 オンブズパーソン制度の創設
報酬と人材確保	事業系の報酬は日払い 在宅系の報酬は時間割 年限付の福祉・介護人材待遇改善 事業助成金	利用者支援に係る報酬は原則日払い 事業運営に係る報酬は原則月払い 在宅系支援に係る報酬は時間割 福祉従事者が誇りと展望を持てるような賃金水準確保

新法実施に向けた4つの時間軸

- ・障害者福祉予算の漸進的な拡充
- ・「新たな支給決定にむけた試行事業
- ・「障害者就労センター」への再編成と体系移行
- ・地域基盤整備10カ年戦略